

平成29年度公益財団法人横浜市総合保健医療財団事業計画

財団運営

1 財団の設立と新公益法人への移行

当財団は、平成4年4月1日に設立され、要援護高齢者や精神障害者の在宅での生活支援などを行う横浜市総合保健医療センターの管理運営を同年10月1日から開始して24年が経過しました。

財団設立後20年目の節目であった平成24年4月1日には、公益法人制度改革による公益法人として認定を受け、「公益財団法人横浜市総合保健医療財団」として新たな一歩を踏み出しました。

2 新たな市民ニーズへの対応

当財団では急速な高齢化に伴い増加している要介護高齢者、急速な社会進展に伴う軋轢の中で増加しているうつ病や統合失調症などの精神障害者、市民の関心が高く、かつ社会的課題になっている認知症患者に対して、住み慣れた地域社会で安心して生活を送ることができるよう支援に取り組んでいます。

これまで、市内で開設3番目の老人保健施設の運営、市内で初となる精神障害者生活支援センターや精神障害者就労支援センターの運営など、横浜市の高齢者・障害者施策の一翼を担ってまいりました。また、平成12年の介護の社会化を目的とする「介護保険法」の施行、平成18年の「障害者自立支援法」の施行、平成23年の「精神疾患」を従来の4大疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病）に新たに加えた「5大疾病」としての位置づけ、平成25年の「障害者総合支援法」の施行、そして「2025年問題」など、財団を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

そのような中で当財団は、精神障害者の地域移行・地域定着支援をはじめ、自立に向けた就労支援、さらに、認知症の早期診断による早期対応、そして、平成27年2月から「認知症疾患医療センター（診療所型）」の運営を、平成28年9月から「認知症初期集中支援推進事業」を横浜市から受託。また、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ中重度者への対応等、様々な市民ニーズへの取組とサービスの質の向上に取り組んでおります。

3 指定管理者制度と特定協約

横浜市総合保健医療センターについては第3期指定管理期間として平成28年度から5年間、神奈川区及び磯子区の両生活支援センターについては第2期指定管理期間として平成23年度から10年間、当財団が管理運営を担う指定管理者として選定されています。

また、横浜市と外郭団体とで経営目標を締結する「特定協約」については、平成27年度から新たな名称である「団体経営の方向性」として3年間の協約を横浜市と締結しています。

4 中期3か年計画

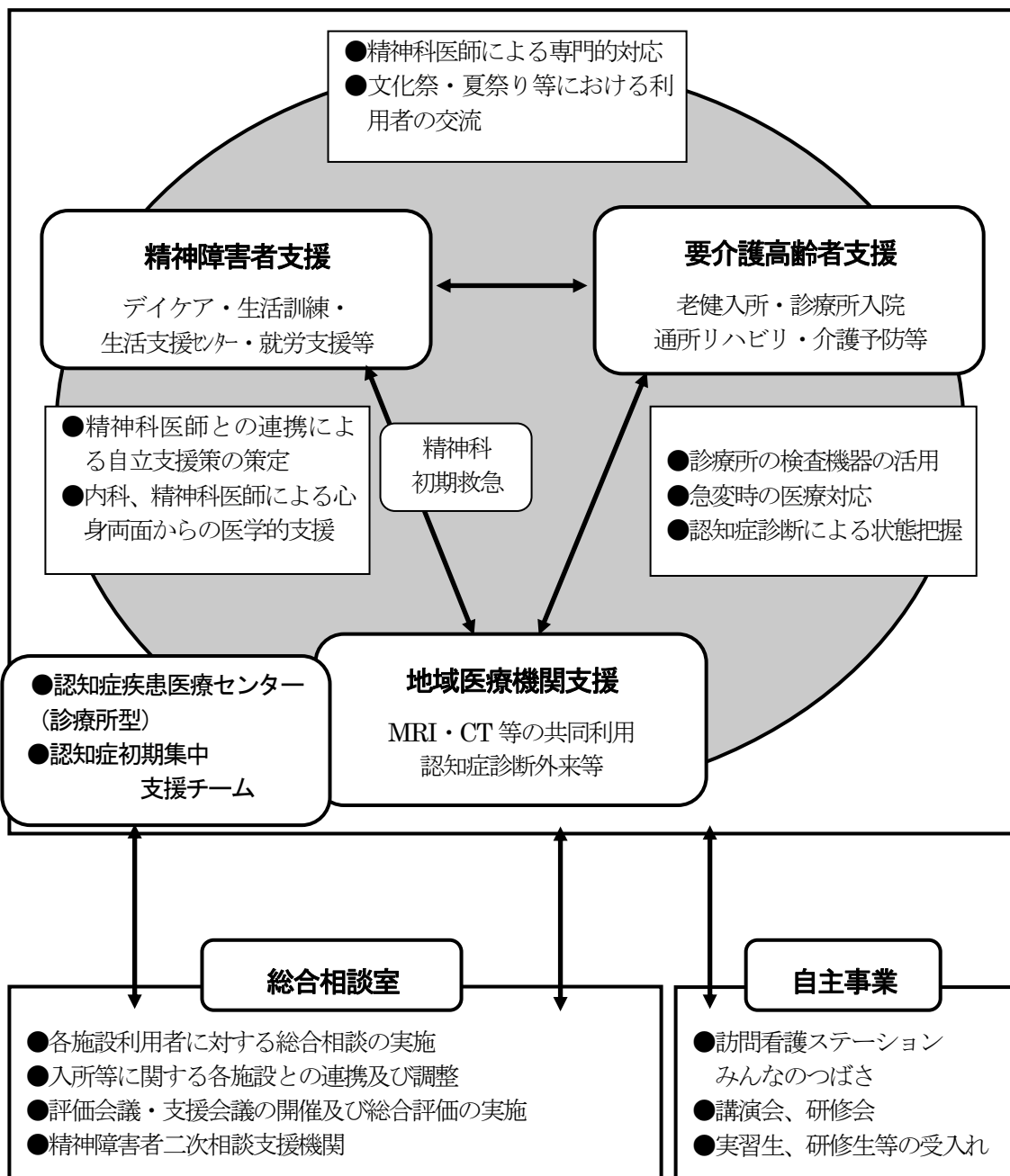
これまで当財団の中期計画については、各運営施設の「指定管理事業計画」がありましたが、これらはいくまでも指定管理期間中の施設単位の事業計画であり、財団全体の5年先、10年先を見据えた中長期的な視点での計画は策定していませんでした。

そこで、当財団の基本理念を踏まえ、財団の10年先を見据えたビジョンを描き、指定管理事業計画や横浜市との協約（団体経営の方向性）等との整合性を図りながら、平成27年度から平成29年度までの行動計画としての中期3か年計画を策定し推進しています。

横浜市総合保健医療センター管理運営事業

横浜市総合保健医療センターは、保健・医療・福祉の専門機関や関係団体と地域の皆様が有機的に連携し、在宅で援護を必要とする方々に対して、総合的、一体的なサービスを提供する「地域ケアシステム」を専門的・総合的に支援する目的で開設されました。

当センターは、「精神障害者支援」「要介護高齢者支援」「地域医療機関支援」の3つの事業・施設から構成されますが、これらは各々独立したものではなく、それぞれの機能を発揮するために相互に連携・協働し、一体となって在宅支援を行います。総合相談や自主事業も3つの事業を直接、間接に支持するものです。また、講演会や研修会などを通じ、疾病に対する正しい理解やその予防方法等の啓発にも努めてまいります。



1 精神障害者支援事業

平成16年9月に策定された「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において『入院医療中心から地域生活中心へ』という理念が明確になりました。それにより長期入院者は低下傾向にありますが、目標はまだ達成されていません。その後も障害者自立支援法（現総合支援法）の成立や障害者権利条約の締結、発効、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正、精神障害者の雇用義務化、サービスへの株式会社等の参入等精神障害者を取り巻く環境も大きく変化しています。

第6次医療計画においては、従来の4大疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病）に新たに精神疾患が追加され、5疾病5事業として精神科医療連携体制の構築が進められています。平成30年度には診療報酬、介護報酬、障害サービス等の報酬改定も予定されており、当財団としてもその機能の見直し課題となっています。

<地域精神保健部の方針>

精神障害のある方々のリカバリーを実現するために本人と本人を取り巻いている環境に働きかけます。本人が主体的に人生を選択し、地域のなかで暮らしていくための支援をします。

この方針のもと以下のような行動指針により精神障害者支援事業に取り組んでまいります。

1 「人権」「主体性」を基本におく支援

利用者の人権を守り、それぞれの意思と選択に基づいた支援を行います。

2 「地域生活重視」の視点に貫かれた支援

利用者が生き活きと地域生活を送ることができるための支援を行います。入・通所型サービスでは短期間で目標を達成するために利用期限を設け、目標を明確にして支援を行います。

3 計画に基づく支援

利用者の「おもい」を大切にニーズを適切に把握し、計画に基づいた支援を行います。

4 一人ひとりのニーズに合わせた支援

利用者個々のニーズに合わせ、医療・生活・就労の各事業が連携・協働しトータルな支援を行います。

5 他の社会資源との協働による支援

地域の支援ネットワークの一員として、他の社会資源との協働による支援を行います。

また、利用者の地域での生活に必要な継続的サービス提供体制を関係機関とともに作ります。

6 社会的課題を踏まえた先駆的な支援

常に社会的課題を視野に入れ、目標を達成するための先駆的な支援技術・支援プログラム開発に取り組みます。また、得られた成果は積極的に関係機関に提供し、地域社会全体の支援技術向上を図ります。

平成29年度は中期三か年計画の最終年度に当たり、各部署間の連携を深め、ケアマネジメントに基づく支援体制の構築、地域移行の推進、就労支援の拡充、普及啓発活動等に一層取り組んでまいります。これらのことを実現するために職員一人一人が目標に向け自ら考え行動できるよう人材育成についても重点的に取り組んでまいります。

また、神奈川区生活支援センター、磯子区生活支援センター、港北区生活支援センターを一体的に運営することで精神障害者のリカバリーの推進と誰もが暮らしやすい社会の実現に向けてより努力してまいります。

(1) 精神科デイケア（定員40人）

現在、精神科デイケアには、『今後の精神保健福祉医療のあり方検討会』の答申（平成21年）や、『大規模デイケアに対する「疾患別等診療計画」作成の義務化』（平成24年度の基準改定）などを踏まえ、疾患別・症状別・病期別など、期間と対象を明確にした上で、福祉サービスとの差別化を図った、医療的なりハビリテーションに重点を置くことが求められています。

そこで、平成25年8月より、当デイケアの運営方針を「有期限で行う『目標志向型デイケア』と定め、「病気や特性の理解」と「自己管理能力の向上」を目指し、次のア～ウの通りプログラム編成や運営システム、個別支援等を展開し、機能分化したデイケア運営を実施しています。

29年度は、引き続き効果的な運営の1つの指標として、26年度より導入した社会復帰率（正式利用者の転帰に占める、一般就労・就学、復職・復学、福祉的就労などへの移行率）の維持向上に努めるとともに、支援の質向上及び内容の更新を図ります。また、今後実施する更なる機能分化に向け、公益性・先駆性に長けた新たな対象疾患・利用目的を検討します。同時に、就労訓練係とデイケアの両利用者が、相互のプログラムに乗り入れできるシステム・プログラム運営を計画・実施し、複合施設の利を生かした効果的・効率的な支援を展開します。

ア 疾患別・目的別の心理社会的プログラムの充実

対象疾患として「統合失調症」、「気分感情障害」、「ASD・AD/HD」別に、また目的としては、「復職」「就労」「生活改善」別に、それぞれを細分化して必要な心理社会的プログラムを実践しています。具体的には、疾患別・目的別の心理教育やコミュニケーション・トレーニング（SST含む）、集団認知行動療法、集団精神療法等を実施します。

気分感情障害向け復職支援（リワーク支援）については、その社会的ニーズは依然として高いこともあり、これまでの4か月に1グループ（年3グループ）の運営から、29年度より2か月ごとに1グループ（年6グループ）を運営することで、より多くの方々が、タイムリーに利用できる体制を整えていきます。

イ 正式利用1年間の期限付き運営

利用期間を『体験利用2か月＋正式利用1年間（更新不可）』とし、加えて4か月1クール制（3クールまで）を導入することで、1年間の正式利用期間中に、心理社会的なプログラムへ計画的に複数回（2～3回）参加できる仕組みを作って運営します。

ウ 積極的な地域資源への移行支援

ア・イを通じて、疾病自己管理能力の向上を図った上で、具体的な期限後のイメージを利用開始初期から描き、スムーズにデイケア利用及び地域資源への移行を可能にするため、計画に基づいた地域社会資源の紹介・見学同行・説明会などのプログラムと個別支援等を実施します。また、27年度に新たに作成した「利用者と支援者が、有期限のデイケアを効果的に活用する為のスケジュール管理シート」を活用し、移行支援をよりタイムリーに実施していきます。

<精神科デイケア延利用者数>

26年度	27年度	28年度見込み	29年度計画
7,891	8,785人	6,800人	7,320人

<精神科デイケア社会復帰率>

正式利用者の転帰に占める社会復帰率（一般就労・就学、復職・復学、福祉的就労などへの移行率）

26年度	27年度	28年度見込み	29年度計画
59%	66.2%	64.0%	60%以上

(2) 精神障害者生活訓練

当生活訓練の特徴である利用期間原則6か月間というコンパクトな利用期間では「できていること」や「できそうなこと」に重点を置くことにより、その人が自信を回復し、さらに可能性を見出すと共に、そこから私たち支援者も気づきを得ることが地域生活継続への支援には大切であると考えています。私たちはこうした体験をより多くの方に提供できるよう事業を展開していきます。

宿泊型自立訓練では入所による継続的な利用の中で、精神障害のある方の生活維持に必要な技術の獲得と再確認への取り組みを支援するために、日中プログラムを中心とした各種集団プログラムと、利用者一人ひとりの個性と障害特性を考慮した個別支援プログラムを提供します。

また、地域関係機関の協力により多角的な視点を得ながら、退所後の地域生活に向けたイメージ作りとバランスのとれた生活の組み立てができるよう支援します。

精神科病院における長期入院という社会的な課題については、地域生活へ移行するための事業を継続します。

ア 宿泊型自立訓練 定員20人、自立訓練（生活訓練）定員12人

個別支援計画に基づき「宿泊型自立訓練」を軸として、必要と時期に応じて「自立訓練（生活訓練）」とその他の日中活動系事業を組み合わせ利用します。

(ア) 宿泊型自立訓練（定員20人）

利用者自身が持つ「力」を活かしながら、服薬や金銭の管理、生活リズムの確立、衣食住にわたる日常の生活技術全般の体験を重ね、活用できるよう支援します。

利用期間は、原則6か月間（状況により1年間まで延長が可能）とし、国が標準とする期間に比べ短期間の入所により、常に地域移行と定着を意識した効果的な生活訓練を提供します。

(イ) 自立訓練（生活訓練）（定員12人）

日常生活技術の向上や地域生活移行に焦点を当てた集団プログラムと個別支援プログラムを提供します。単身生活を目指す場合には、アパート探し等、退所後の居所設定支援も行います。

イ 短期入所 定員6人

原則として1週間以内（支給決定の上限以内）の利用により、休息、家族との分離、自立生活の体験等それぞれの利用目的に応じた支援を行います。

利用の手続きにおいては、利用登録制を進め利便性の向上を図ります。当財団ホームページには直近の空室情報を提供し、即応性のある短期入所の実現に努めます。

また、利用者が初めての場所でも安心感を持って利用できるように体験的な宿泊の提供と、地域の要望に応える緊急避難的な受け入れを継続します。

ウ 横浜市地域生活推進事業（横浜市単独事業。通称：チャレンジ事業）

精神科病院からの退院を目指している方へ、病院以外での生活体験や自立訓練事業の体験利用の機会として設け、地域移行に向けた支援を継続します。

エ 地域移行（退院促進）に関する普及啓発

○病院巡業・啓発活動とネットワークづくり

○出前PR…区役所、生活支援センター、医療機関等で、直接、精神障害者への制度活用、支援者への研修、横浜市総合保健医療センターの利用案内について説明

○冊子の通信販売・「ひとり暮らしのコツ集めてみました。」による生活訓練の支援内容の紹介などの活動に引き続き取り組みます。

<生活訓練利用者数の推移>

	26年度	27年度	28年度見込み	29年度計画
宿泊型自立訓練	5,115人	4,036人	5,085人	5,840人
自立訓練（生活訓練）	2,500人	1,815人	1,997人	2,920人
短期入所	1,695人	1,753人	1,791人	1,917人
横浜市地域生活推進事業	447人	276人	350人	397人

(3) 精神障害者就労訓練

就労訓練係では、公的機関として「働きたい人が本人の希望に合った働き方ができる」ことを目指し、精神障害者に職業準備訓練の場を提供するとともに個別の支援を行います。訓練期間を長期化させず短期間の利用により就労につながるよう、また就職後も安定して働き続けられるよう定着支援も行います。3つの柱「将来どうなりたいかを考える＝人生設計」「社会生活に必要なことを考える＝自己理解」「就職に必要なことを身につける＝就労準備」に重きを置いたプログラムを展開していきます。また、市内では唯一、1か月間の通所により職業評価を行う法外サービス「短期評価コース」を併設しています。平成28年度は、社会性向上プログラム（就労SST）や企業内訓練などのグループ訓練の整備拡充とともに、ワークサンプル、パソコン作業、事務系作業など個別訓練に取り組みめる環境整備を行いました。このような取り組みと呼応するように就労者数も伸びています。

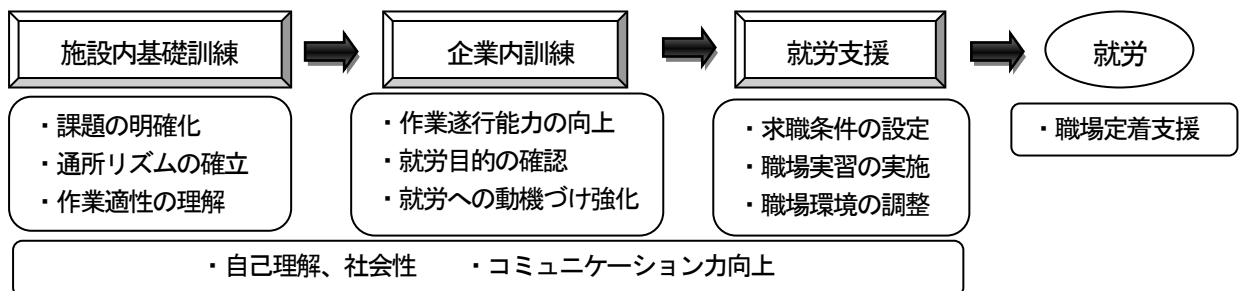
就労移行支援事業では、所内での作業だけでなく、企業環境の下での働く体験を重視し、利用者の方がグループを作り一般企業等において働く体験を積む「企業内訓練」や、一人ひとりの適性や職業への関心に応じた職場実習をプログラムの中心に置いています。これらは、企業の中で実務に携わることにより、責任を持って作業を遂行する姿勢や、職場での人的環境への適応力を育むとともに、働く意義を感じ取ることをねらいとしたものです。また、利用開始からおよそ6か月間で各訓練プログラムを経験し、その後は求職活動に取り組むことができるようカリキュラムを整え、利用者の方が1年間で就労へ到達できる計画的な支援に努めています。

平成30年の精神障害者の障害者法定雇用率算定対象化、企業の障害者雇用促進の動きや多様化する世の中の雇用情勢の変化などに適応できる就労移行支援事業所として就労訓練係ではさらに就労支援の充実に努めます。

ア 就労移行支援事業（長期コース、定員24名）

障害者総合支援法に基づく事業です。施設の中での基礎的な訓練と企業内での実務訓練により、就労とその継続に必要な能力の習得・向上を図ります。また、利用者個々の障害特性や職業適性、希望等に応じた求職支援と職場定着の支援を行い、充実した職業生活実現を目指します。利用者自身が自己理解や就労意欲を高め、支援課題を支援者と共有しながら短期間の利用により就労へ移行できるよう支援します。

<就労移行支援における訓練・支援の流れとねらい>



<就労訓練係利用者数の推移>

	26年度	27年度	28年度 見込み	29年度 計画
就労移行支援事業	4,921人	4,950人	3,900人	4,000人
短期評価コース	510人	520人	460人	470人
合計	5,431人	5,470人	4,360人	4,470人

イ 短期評価コース事業（定員5名）

1か月の短期通所を通して、就労を希望する精神障害者の就労準備性、職業上の課題、作業特性等について評価を行うことにより今後の就労に向けた活動に資することを目的とした財団独自の事業です。一定期間の通所により就労に必要な体調管理、体力・疲労度、作業遂行能力、社会性等について自己理解を深め、客観的な評価を得る機会を提供します。さらに、就労移行支援事業の対象とならない休職中の方の復職に向けた生活リズム・体調調整の場としても利用されており、多様なニーズに応えるサービスとなっています。最近では、当事者自身が直接利用申し込みをされるケースだけでなく、各区福祉保健センター、市内障害者就労支援センター、発達障害者支援センター、精神科デイケア等、関係機関の紹介や長期コース開始前に利用される方が増加しています。

(4) 精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」

精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」は、市内9か所の障害者就労支援センターのうち唯一、精神障害者に対象を特化した就労支援機関です。アセスメント、求職支援、職場実習やジョブコーチの派遣による職場適応支援など当事者支援の他、企業に対する障害者雇用支援や関係機関との連携にも力を入れています。

当センター開設から11年、この間、就労移行支援事業所など障害者の就労支援、就労準備支援を担う施設が飛躍的に増え、また、企業の精神障害者に対する雇用意欲が高まりを見せるなど、精神障害者の就労を取り巻く状況は大きく変化しています。さらに、平成28年4月の障害者雇用促進法の改正により企業には障害者が働く上での合理的配慮が義務付けられ、平成30年には精神障害者が法定雇用率の算定対象となります。

このような中で、就労支援センターに求められる役割も変化しつつあります。当センターにおいても、現状のみならず長期的視野のもと、精神障害者の就労に求められるものについて検討し、社会の動きに合わせた事業展開に努めてまいります。

ア 就労に向けた支援

(7) 職業相談

利用者の方のニーズを把握するとともに職業生活に関する情報を提供し、一人ひとりの状況に応じた支援を利用者ととも考えていきます。

(イ) 求職活動の支援

- ・利用者の方の適性や障害状況に応じた求職支援を行います。
- ・公共職業安定所への同行、採用面接への同伴等のほか応募書類作成、面接の受け方等についての助言を行います。
- ・仕事の内容や勤務条件について企業との調整を行います。

(ウ) 体験実習

訓練施設や一般企業において職業の体験実習を行います。実習を通して自分に合った働き方への気づきを促します。

(エ) 雇用前実習

その企業での就労を前提に、業務の実習を行います。実習にあたっては職務の定着が円滑に進むよう支援を行うほか、実習先企業に対して説明・助言を行い利用者の方についての理解促進を図ります。

(オ) ジョブコーチ支援

実習への同行、雇用先企業への訪問などにより、業務習得へ向けた助言や業務内容調整などを行い、職場定着を支援します。

イ 就労後のフォローアップ

職場訪問、定期面接等により、就労の継続・安定を図るための支援を行います。

ウ 他施設の利用支援

利用者のニーズに応じて、就労移行支援事業所など関係施設利用に向けた支援を行います。

エ 他の支援サービス機関との連携

就労や日常生活の安定を図るため、必要なサービス機関と連携し支援体制を作ります。

オ 事業主支援

企業が障害者雇用を円滑に進められるよう、業務内容の設定や職場環境整備に関する助言などを行います。

就労支援センター（ぱーとなー）利用者数

	26年度	27年度	28年度 見込み	29年度 計画
相談・支援者数	5,500人	5,023人	3,000人	4,800人
実利用者数 (定着支援を含む)	238人	232人	210人	230人
支援終了者数	49人	26人	25人	25人
支援就労者数	38人	38人	30人	38人

(5) 精神科初期救急

精神障害のある市民の地域生活を支える基本的な仕組みの中には、いつでも安心して適切な治療を受けられる精神科医療体制を確保することが不可欠となります。

二次及び三次救急については24時間体制が整備されましたが、他の疾患と比べ精神疾患に対する救急医療は十分とは言えません。

横浜市総合保健医療センターでは、平成29年度も引き続き地域の精神科医療機関の協力を得て、市内で唯一、多くの医療機関が診療を実施していない土曜の午後及び日曜・祝日・年末年始昼間の初期救急診療を実施いたします。

具体的には、本人又は御家族が神奈川県精神保健福祉センターの精神科救急医療情報窓口で電話相談し、外来診療が必要であると判断された場合、当センターに連絡があり診療を行います。

参考) 初期救急 : 精神症状の悪化により外来診療が必要とされる場合

二次救急 : 精神症状の悪化により入院診療が必要とされる場合

三次救急 : 自傷他害の恐れがあり警察官などの通報により診察を実施する場合

	26年度	27年度	28年度 見込み	29年度 計画
開所日数	121日	124日	122日	121日
受入人数	75人	62人	78人	77人

(6) 港北区生活支援センター

横浜市の中期計画（平成18年度～平成22年度）に示された、精神障害者生活支援センターの整備における、市内14番目の施設として、平成21年6月1日に横浜市総合保健医療センター内にオープンしました。

平成23年度に、精神障害者地域移行・地域定着支援事業（退院促進支援事業）及び自立生活アシスタント事業が開始され、更に平成25年度から「指定特定相談支援事業」（計画相談）を実施しています。また平成28年度から基幹相談支援センター、区役所と連携して定例カンファレンスを行っています。今後も引き続き地域ケアプラザ等の地域の支援組織及び横浜市総合保健医療センターの各部門と連携しながら、総合的な支援を展開してまいります。

港北区生活支援センター延利用者数

26年度	27年度	28年度 見込み	29年度 計画
26,769人	25,744人	26,000人	26,000人

2 要介護高齢者支援事業

2025年には団塊の世代が75歳の後期高齢期を迎え、急速な超高齢社会の進展による認知症や寝たきりの支援を必要とする要介護高齢者の増加により、その支援はますます重要課題となってきます。

センター開設時、市内に3か所であった介護老人保健施設は、介護保険制度の創設により現在約80か所になり高齢者の安心は大きく前進しました。その反面特別養護老人ホームや高齢者援護施設の急速な整備とともに介護職員の処遇に見合わない重労働により職員の定着が進まないこと、入所者の医療費は原則として介護報酬に包括されることなどから、医療ニーズを伴う要介護者の利用が抑制されること等の問題も生じています。

当センターでは、こうした課題に「しらさぎ苑」と「診療所病床」を有機的に連携させることで、介護度と医療ニーズが高いため他の介護老人保健施設では受け入れの難しい方に対応するなど、各部門が連携して取り組んでいます。しらさぎ苑は、全国老人保健施設協会実地研修指定施設でもあり、特色ある運営で要介護高齢者・家族にきめ細かく対応をしています。

平成29年度も、センターの基本理念『「個の尊重」「安心と信頼」を大切に質の高いサービス提供を目指します』の下、下記の基本目標を掲げ「効率的運営」と「質の高いサービスの提供」で、利用者の高い満足が得られるよう事業を遂行してまいります。

1 個の尊重と安全で適切なケア

利用者一人ひとりの生活と人生を尊重する姿勢をケアの基本とし、利用者のニーズ、心身の状態に合わせた安全で適切なケア提供に努めます。特に、認知症利用者については、専門医によるコンサルテーション提供や臨床心理士による回想法など専門性の高い職員のキャリアなどを活用して適切なケアを提供します。

2 利用者ニーズに即したサービスの提供

利用者やその家族に対し満足度調査を実施し、PDCA（業務改善サイクル）を活用して、利用者満足度の向上と質の高い療養・介護環境の実現を図ります。また、短期入所や医療処置が必要な利用者等を積極的に受入れ、市民ニーズに即したサービスを提供します。さらに、評価システムを機能させ、評価・情報公表を積極的に行い、サービスの質の向上に努めます。

3 ふれあい・であいの開かれた施設運営

開かれた施設運営を図り、高齢者の在宅生活を支援するため、地域の人々や自治体・関係諸機関等と協働し、地域ネットワークの構築を目指します。また、ボランティアの方を積極的に受け入れ行事等の運営に関わっていただきます。

4 サービスを支える人材の育成

人が人に対して行うサービスは、職員のケアの実践力が鍵となります。要介護高齢者支援サービスの担い手として、各種研修会への参加や実践できるスキルを身につけるなど、確かな知識と技術を基盤にした専門性の高い実践力向上を目指します。

また、サービスの質向上のため、専門的・人間的能力の高い実践モデルの育成を図ります。人材育成に向けては、職員が主体的に自らの実践力向上に取り組めるよう、成長段階ごとの到達目標を設け、継続的に教育・研修を実施します。

5 健全で安定した経営基盤の確立

市民・利用者の期待や信頼に応える施設として、効率的・効果的な運営に努め、健全で安定的な経営基盤を確立します。そのため、経営目標を組織で共有し、施設稼働率の向上やコスト節減などの実現を図ります。共通の目標に向かって取り組む過程を通して、職員が一体となってセンター運営に取り組む意欲を高めます。

(1) 介護老人保健施設 「しらさぎ苑」

(一般棟50床 認知症専門棟30床 通所リハビリテーション定員20人)

介護保険制度に基づき、介護認定された要介護高齢者の方々に、「施設入所」・「短期入所」・「通所によるリハビリテーション」の介護サービスを提供するとともに、短期入所や通所リハビリテーションでは、制度改正により利用対象となった要支援高齢者の介護予防にも取り組みます。

経営効率の面からは厳しいものの、公立施設の使命として、市民要望の強い、短期入所希望者や医療的サポートの必要な利用者の利便に引き続き寄与するとともに、老人保健施設の本来機能である在宅復帰率の向上にも努めていきます。

また、今後ますます需要が増大する認知症高齢者の支援として、知識・経験の豊富な認知症看護認定看護師や認知症ケア専門士を配置し、入所されている認知症の方々に施設での生活をより快適に過ごしていただくとともに、早期の在宅復帰を支援してまいります。

延利用者数

	26年度	27年度	28年度 見込み	29年度 計画
一般棟 50床	17,292人	16,526人	17,500人	17,800人
認知症専門棟 30床	10,802人	10,568人	10,600人	10,840人
通所リハビリ 20人	4,349人	4,553人	4,000人	4,900人

(2) 診療所病床

(医療病床7床 介護療養病床12床)

有床診療所の19床については、現在、7床を医療病床として医療対応が必要な高齢者等に対応するとともに、12床を介護療養病床として要介護高齢者の受け入れを行い、介護ニーズと医療ニーズを併せ持つ中重度者に対応しています。

また、国の療養病床削減方針等に則って介護療養型医療施設の改革が進行している中、センター内の老健・診療所病床業務課題検討会において今後の施設運営について検討しているところであり、利用者のニーズや横浜市の方針を注視しながら、平成29年度も引き続きセンターにおける診療所病床の活用について検討してまいります。

延利用者数

	26年度	27年度	28年度 見込み	29年度 計画
診療所病床	6,900人	6,885人	6,700人	6,870人

3 地域医療機関支援事業

大病院指向を改め、病院、診療所がそれぞれの機能を発揮し、相互に補完し合う「病・診連携」は、他都市に比べ著しく病院病床の少ない横浜市にあっては、医療資源の有効活用ということからもとりわけ重要であり、横浜市、関係団体においても統一紹介状の作成等を通じ、診療所から病院への紹介率、病院から診療所への逆紹介率の向上に積極的に取り組んでいるところです。

この「病・診連携」が十分に効果を発揮するためには、かかりつけ医等の地域医療機関である診

療所における適切な診断が必須であり、このためには最新の検査機器の整備が不可欠となります。

当センターでは、開設以来、地域医療機関が設置場所や投資費用等の関係から整備することが難しい高度・高額医療機器を整備し、依頼に応じ検査・診断等を行うことで地域医療機関の診療を支援しています。医療機器の性能は日進月歩であることから、適時の更新を行うとともに、小型化やコストダウンにより地域医療機関に普及した機器については廃止するなど、これら共同利用機器の稼働率向上に努めています。また、当センターが「精神障害者支援事業」「要介護高齢者支援事業」で培ったノウハウと専門スタッフを活用して、地域医療機関では事業展開しにくい認知症診断外来や高齢者生活習慣病外来にも取り組み、これらの患者さんのフォローを地域医療機関につなげることにより連携、支援を行っています。

平成27年2月からは横浜市唯一の認知症疾患医療センター（診療所型）に指定されました。既に指定されている認知症疾患医療センター地域型の済生会横浜市東部病院や認知症患者入院受け入れ医療機関の横浜ほうゆう病院と協定を締結し、今日まで培ったノウハウを生かし認知症患者及び医療機関、その他保健・福祉・介護関係者など地域の支援を引き続き行っていきます。

(1) 高額医療検査機器の共同利用

地域医療機関ではスペースや採算性により設置困難なMRI（磁気共鳴イメージング装置）、CT（コンピュータ断層撮影装置）及びRI（核医学検査）等の画像診断機器、トレッドミル、心臓超音波装置、脳波検査機器等を整備し、地域医療機関の依頼に応じて、検査、診断を実施いたします。

なお、平成27年度には脳波検査機器の更新を行いました。平成29年度も引き続き地域医療機関がより活用しやすい環境整備に努力してまいります。

当センターにおける当該事業については、横浜市医師会報に事業案内を掲載するとともに、各種広報活動を行ってまいりましたが、平成23年度からはホームページの活用に加え、インターネットによるオンライン予約システムを導入し、24時間365日予約可能にするなど地域医療機関への支援及び共同利用件数の増加に取り組んでいます。

延利用者数（所内利用を含む）

	26年度	27年度	28年度 見込み	29年度 計画
MRI検査	2,214人	2,290人	2,000人	2,400人
CT検査	1,482人	1,440人	1,400人	1,500人
核医学検査	256人	317人	390人	400人

(2) 認知症診断外来・認知症外来

2025年には認知症高齢者が700万人前後に達すると見込まれることから、国ではよりよく生活していくための環境整備をめざし、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を決定しました。当センターでは、加速する少子高齢化の影響で今後ますます需要が増えると思われる認知症患者及びその家族への支援に引き続き取り組み、業務の効率化を図りより多くの市民の診断に努めてまいります。

センターの認知症診断は、共同利用のMRI装置を活用し、原則として二度の来院で迅速に診断を行うことが特長です。さらに、核医学診断装置を使い、より信頼性の高い鑑別診断を行っています。また、認知症と診断された方には治療が可能な地域医療機関を紹介いたしますが、専門医師が少ないこともあり、希望される患者さんは当センター外来でフォローします。

また、「認知症疾患医療センター（診療所型）」に指定されていることで、認知症鑑別外来診療に加え専門医療相談や地域保健医療関係者に対し研修等を実施するとともに、地域の関係機関と連携を図り認知症患者やその家族を総合的に支援してまいります。

さらに、平成28年9月に事業を開始した港北区の「認知症初期集中支援チーム」については、医療や介護につながっていない認知症の方や疑いのある方の自宅を訪問し、医療機関の受診や介護サービスの利用支援を行い、認知症の早期診断・早期対応に向けた安定的な支援体制の構築を図ってまいります。

認知症診断・認知症外来人数

	26年度	27年度	28年度 見込み	29年度 計画
認知症診断	949人	1,081人	1,080人	1,060人
認知症外来	3,669人	3,360人	3,700人	3,700人

(3) 生活習慣病外来

横浜市では、平成25年度から「第2期健康横浜21」を策定・推進しており、生活習慣病の改善や重症化予防に取り組んでいます。

最近では、内臓脂肪型肥満に加えて血糖値、血圧、血清脂質のうち2つ以上が危険域にあるメタボリックシンドロームも、動脈硬化を年齢相応より早く進行させるものとして問題となっています。当センターにおいても高齢者を側面から支援するため、啓発活動とともに原因治療に重点をおいた生活習慣病外来を充実してまいります。

また、生活習慣病外来患者のサポートとして管理栄養士による栄養指導やシニアフィットネスへ繋げていくとともに、一般医療機関が取り組みにくい障害者に対する生活習慣病の外来診療にも取り組んでまいります。

引き続き、横浜市国民健康保険加入者等に対する特定健康診査や75歳以上の横浜市民に対する横浜市健康診査を実施し、生活習慣病の早期発見を図るとともに、診査結果に基づいて早期の治療を行うことにより、生活習慣病の重症化予防及び市民の健康増進に寄与してまいります。

延利用者数

	26年度	27年度	28年度 見込み	29年度 計画
生活習慣病外来	4,554人	4,372人	4,500人	4,600人
特定健康診査等	157人	129人	130人	150人

4 総合相談事業

保健師や精神保健福祉士、社会福祉士等の専門職を配し、利用者や家族のみならず地域の関係機関等に対し、総合的な相談支援の拡充を図ってまいります。また、認知症疾患医療センター（診療所型）としての役割を拡充させ、複合施設として各部署との連携を更に推し進めることで、安心してその方らしい生活が送れるよう総合的な支援を進めてまいります。

(1) 相談・情報提供

精神障害者や高齢者等の方々の、福祉、保健、医療等に関する様々な相談に対応します。適切な情報提供と相談を行うことで、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう支援いたします。

(2) 受入会議

高齢者の長期入所受入に当たり、利用者ニーズや適切なサービス提供等について、医師、看護師、ケアワーカー、ケアマネジャー、管理栄養士、作業療法士、理学療法士、支援相談員等（以下「専門職等」という。）による受入会議で検討いたします。

(3) 支援会議

精神障害者支援施設の支援会議は、関係機関だけではなく、ご本人及びご家族にも参加していただき、ご本人を中心としたケアマネジメントを推進し、より充実した会議を開催いたします。

(4) ケアカンファレンス（ケアプラン会議）

高齢者に対し提供するケアプランの作成、修正、再評価、退所評価を行うため、専門職等によるケアカンファレンスを毎週1回開催いたします。

(5) 二次相談支援機関

「障害者の相談支援については、「次期（第3期）障害者プラン」の中でも相談支援システムの機能強化が重点施策として掲げられています。

近年、精神障害の方の相談だけではなく、重複障害や強度行動障害のある方、多くの問題を同時に抱える方等相談の内容が多様化、複雑化する傾向にあります。地域で行われる事例検討会、カンファレンスへの参加や複数の二次相談支援機関による支援等、関係機関との連携を進めながら積極的な支援を行ってまいります。

5 財団自主事業

指定管理者は、総合保健医療センターの運営に関して、条例の規定に基づき、自主的な企画・運営による自主事業を行うことができます。

平成29年度も、センターの理念と運営の基本方針に沿った公益的使命に基づいた事業を展開いたします。

(1) 訪問看護ステーション「みんなのつばさ」

開設から11年目を迎えた現在ですが、訪問看護への新規依頼件数は増加傾向にあります。地域で暮らす統合失調症を中心とした精神科疾患の方はもとより、認知症のケースも増加傾向にあります。また、総合保健医療センターが取り組む認知症支援事業の一環でもある在宅支援サービスの一端を担う資源の一つとして訪問看護の活用も期待されます。

また、医療・福祉の多岐にわたる機能を持ち、サービス提供ができる総合保健医療センターでその連携・協働を今後も強化し、より良い支援につなげていくことが求められています。

核家族化・小家族化・人口急減超高齢社会の中で、重複する障害を抱えながら多様化する生活スタイルに対応するためにも日曜以外をサービス提供日として、訪問ニーズに対応すると共に今後も公益性と効率性の均衡をとりながら、センターの理念に沿った特徴ある運営に努めます。

延利用者数

26年度	27年度	28度 見込み	29年度 計画
4,531人	5,192人	4,980人	5,300人

(2) 精神障害リハビリテーション講座

近年、精神障害者の活動領域は例えばピアサポートなどの当事者性の高い活動が盛んになり、社会の受け入れに変化が生じてきている機運は伺えます。しかし、就職・就業活動や居所設定などでは当たり前の暮らしを享受するには依然として困難な場合があります。

当講座ではこうした現状に向けて「リハビリテーション」における医学、教育、職業、社会の各分野について、精神保健福祉の普及啓発を目的に、外部講師の招聘や当財団の精神障害者支援機関としてのキャリアを活かすべく財団職員が講師となり情報発信をしていきます。

対象者は地域関係機関職員、当事者、家族などテーマに応じて参加を募ると共に、当財団全職員についても参加を促し、財団としての精神保健福祉への意識醸成を図ります。

(3) 家族SST (有料)

当事者のいる家族が、あまり無理をせず、少し楽にご自身の生活を営めるような工夫について、SST (Social Skills Training) を通じて取り組んでまいります。横浜市全区を対象に、年1クール実施してまいります。

(4) 認知症支援等

ア 認知症を理解するための情報コーナーの整備

認知症の方を介護する家族が、認知症に対する理解と知識を深めることを目的に、認知症に関するパンフレットや書籍、地域の情報等が閲覧できるように情報コーナーを引き続き設置します。

イ 認知症介護者カウンセリング (有料)

認知症の方を介護する家族の介護上の悩みや不安について個別に相談し、心理的援助により、

介護負担の軽減を図るための支援をいたします。

当センター診療所の認知症診断外来受診者の家族及び介護教室受講者を対象に臨床心理士によるカウンセリングを行います。

ウ 認知症専門医の派遣（有料）

各区役所から認知症の理解と知識を深めるための講演会等の依頼に対し、当センターの認知症専門医を派遣することにより、当センターの事業PRを行うとともに、センターの専門性を市民に提供いたします。

エ 看護・介護の外来相談

認知症の方やご家族が安心して日常生活を送ることができるように、在宅生活での環境やケアについての相談を受けます。

(5) 高齢者支援シニアフィットネス事業

運動指導事業（有料）

専門の運動指導員を配置し、高齢者や生活習慣病などの罹患者に対し、診療所機能と密接な連携を図りながら、個々の目的に応じた運動プログラムを作成し、個別指導を行います。

また、正しいウォーキングフォームの習得や、筋力アップ、柔軟性の向上などを目的とした集団体操を行います。

なお、平成27年度からMC I（軽度認知障害）の改善を目的とした運動プログラムを実施しています。

(6) 健康づくり講座（有料）

健康づくりや疾病の改善に関する情報が氾濫している中、医師をはじめとする医療従事者等専門知識を備えた講師による健康講座を開催し、正確な情報を市民に提供します。また、当センターの事業を紹介し必要に応じ個別相談を行います。

(7) 内臓脂肪CT検査（有料）

平成20年度から40歳以上75歳未満の方で横浜市国保の被保険者や社会保険被保険者の被扶養者などを対象に特定健康診査が開始されております。この健診は内臓脂肪症候群の該当者や生活習慣病の予備軍に該当した方に対し、特定保健指導を行うことにより予防可能な生活習慣病の発病を減らし、医療保険財源の安定的確保を目的として実施されています。

当センターにおいても毎月10件程度の特定健診の受診者がおり、受診者からは内臓脂肪測定などの希望があります。そこで、このニーズに応えるため、X線CT装置を活用した内臓脂肪CT検査を実施し、市民の健康への認識と自覚の高揚を図ってまいります。

(8) 低線量肺がんCT検診（有料）

X線CTを用いて行う低線量肺がんCT検診は、通常のCT検査よりも被ばく線量が少なく、単純X線撮影で行う肺がん検診と比較して指摘困難な微小肺がんの検出に有用とされています。

当センター放射線科医師は肺がんCT検診認定医師の資格を有しているとともに、CTの共同利用検査件数も年々減少してきていることから、センター内でのCT検査機器の有益な活用を目的に低線量肺がんCT検診を実施します。

(9) 研修事業

ア ケアマネジャー研修

介護支援に関する当センターの専門性を活かし、市内の居宅介護支援事業者のケアマネジャーを対象に研修を行うとともに、ケアマネジャーとの連携強化、センター事業のPRを図ります。

イ 実習生、研修生の受け入れ

複合施設である総合保健医療センターが持つ機能や実績を活用し、大学医学部、看護大学、看護専門学校、社会福祉系大学、医療技術大学等の学生及び施設職員等を対象に、専門職種の人材育成を目的として、各部門において実習生、研修生の受け入れを実施いたします。

ウ 臨床研修医の受け入れ

質の高い医療を継続するには、研修医の質の高い教育が必須です。当センターでは「地域医療」の研修機関として、継続して臨床研修医を受け入れており、平成17年度、18年度、21年度に横浜市大病院から優秀指導医を受賞しました。今後も教育プログラムの工夫を行い、受け入れを実施いたします。

エ 全国介護老人保健施設協会実地研修

当センターの「しらさぎ苑」は全国老人保健施設協会から一定の条件を満たした実地研修施設の一つとして位置づけられています。平成29年度も引き続き他施設職員のケアサービスの質の向上に寄与するため実施研修を実施してまいります。

6 総合保健医療センターの維持管理等

(1) 総合保健医療センターの維持管理

「指定管理者の業務の基準」に従い

- ア 施設・設備機器保守管理業務
- イ 清掃業務
- ウ 什器備品等の管理業務
- エ 保守警備業務
- オ 環境衛生管理業務
- カ 廃棄物処理運搬業務
- キ 情報管理システム保守管理業務

(2) その他の業務

「指定管理者の業務の基準」に従い

- ア 事業計画書の作成
- イ 事業報告書の作成
- ウ 自己評価の実施
- エ 苦情解決機関の運営
- オ 安全管理に関する取組
- カ 個人情報の適切な管理
- キ 情報公開
- ク 横浜市が実施する事業への協力

精神障害者生活支援センター管理運営事業

生活支援センターは、精神障害者一人ひとりが、地域の中で安心して自分らしい生活を送れるように相談支援、日常生活の支援及び地域交流活動の促進などの事業を行っています。当財団では現在、神奈川区、磯子区及び港北区の3つの生活支援センターの管理運営を行っています。

相談支援では、従来の一次相談支援機関としての専門性を発揮し、他の支援機関と連携した支援を実施すると共に、計画相談支援、地域相談支援、横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業及び横浜市障害者自立生活アシスタント事業などを通して、包括的な地域生活支援の提供を行っています。また、当事者と協働しピアサポート活動の促進などを図っています。

精神障害者支援を行う上で重要なリカバリーの視点を持ちつつ、市内や各区の地域特性に考慮した精神障害者の支援拠点として活動していきます。

1 主な事業内容

(1) 相談支援

- ア **基本相談支援** : 一般的な相談支援に加え、専門職員による困難ケース等への対応、地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言
- イ **計画相談支援** : 障害福祉サービス等のサービス利用支援及び継続サービス利用支援（法定給付）
- ウ **地域相談支援** : 地域移行・地域定着支援（法定給付）
- エ **横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業** : 精神科病院に概ね1年以上入院している精神障害者へ、専任の支援員（自立支援員）による退院のための支援を行い、精神障害者の社会的自立を促進する。
- オ **横浜市障害者自立生活アシスタント事業** : 地域で生活する单身等の精神障害者に対し、専任の支援員（自立生活アシスタント）による支援を行い、地域生活の継続を図る。

(2) 日常生活の支援

入浴サービス、夕食サービス、過ごし場の場、生活情報の提供など

(3) 地域交流など

- ア 自立支援協議会への参画
- イ 各種啓発事業、地域生活支援事業、その他（地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業）

2 各施設の事業

(1) 神奈川区生活支援センター

ケアマネジメントの手法に基づく相談支援のより一層の充実を図ります。また、基幹相談支援センターや区福祉保健センターとの連携の強化や区協議会の活用を通して、精神障害者の地域移行を促進します。

ピア活動をはじめ当事者の方が自身の力を活かせる取組みを実施していきます。

(2) 磯子区生活支援センター

一昨年度から相談支援の一環として実施している「統合失調症の当事者学習会」と「精神疾患のある方の家族交流会」を引き続き行います。また、区内関係機関との連携などを通して、ピア活動の普及並びに啓発に注力し、ピアスタッフの育成支援などを行います。

(3) 港北区生活支援センター

23ページ前出

延利用者数

	26年度	27年度	28年度 見込み	29年度 計画
神奈川区生活支援センター	33,923人	24,060人	24,700人	26,000人
磯子区生活支援センター	24,122人	19,290人	23,000人	23,000人
港北区生活支援センター (参考・再掲)	26,769人	25,744人	26,000人	26,000人

※3生活支援センターともに、27年度から、計画相談支援等に注力していくために電話対応時間の短縮などを図った結果、延利用者数が減少しています。